

## 地球の木緊急支援行動指針

### 1. 指針の目的

地球の木定款 第5条(1)の③の規定により、地球の木による災害支援活動を行うに当たり必要な事項を定める。

### 2. 基本的姿勢

現地で活動するNGOを対象に支援を行うものとする。災害発生後、仮設避難所、テント生活などの状況から定住に移行する復興の過程において、必要且つ適切な支援を行う。

### 3. 対象地域

- (1) 地球の木の活動に関係する地域、及び、アジアの国々とする。
- (2) その他理事会が認めた(1)以外の国・地域

### 4. 対象とする災害の種類

- (1) 洪水や台風、地震などの自然災害
- (2) 戦争や武力紛争、事故などの人的な災害

### 5. 対象とする被害規模

- (1) 発生から1週間以内に判明した犠牲者が1000人以上
- (2) 地球の木の活動に関係する地域においては、(1)の限りではない。

### 6. 支援方法

#### (1) 地球の木プログラム支援地の場合

原則として、同カウンターパートからの依頼を前提とし、同カウンターパートを支援するものとする。適切な連携がとりにくい場合は、別途理事会で協議する。

#### (2) (1)以外の場合

NGO、神奈川県在住の災害支援国出身者などの支援活動に協力するものとする。

### 7. 支援内容

- (1) 女性、子どもなど、より困難な状況にあり、助けを必要とする者を優先する。
- (2) 「緊急救援」対応として予算化している資金および緊急救援で呼びかけた募金から、募金経費及び送金経費等の事務経費を差し引いた額を支援する。

### 8. 支援期間

支援期間は、最長1年間までとする。被災地の状況や支援状況によっては、理事会の協議・決定を経て期間の延長ができるものとする。

### 9. モニタリング

支援を行う場合は、予め支援先の団体に対して以下の事項を内容とする報告を求めることを条件とする。

- (1) 支援内容
- (2) 支援対象者とその数
- (3) 支援結果・実績(写真、現地被災者の声、生活の変化など)
- (4) 評価

付 則

- 1、この指針は、2005年12月1日より施行する。(2005年11月の理事会で討議の結果、以上の内容で承認されたもの)
2. 2019年度第6回定例理事会の決議に基づき、この指針の一部を改訂し、2019年12月1日から実施する。